

令和7年度から令和8年度までの介護保険料段階及び保険料額一覧表

(基準月額5,900円 基準額 70,800円)

段 階		対 象 者	保険料(年額)	調整率
第1段階		生活保護受給者の人、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者の人及び前年の「公的年金等収入額」と「公的年金等に係る雑所得を除く合計所得金額」の合計が80万9千円以下の人 ※本人が市民税未申告の人を含む	20,200	基準額 ×0.285
第2段階	市 民 税 世 帯 全 員 が 非 課 税	市民税世帯非課税で前年の「公的年金等収入額」と「公的年金等に係る雑所得を除く合計所得金額」の合計が80万9千円を超え120万円以下の人	31,900	基準額 ×0.450
第3段階		市民税世帯非課税で前年の「公的年金等収入額」と「公的年金等に係る雑所得を除く合計所得金額」の合計が120万円を超える人	48,500	基準額 ×0.685
第4段階	(本人は市民税非課税者有り)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の「公的年金等収入額」と「公的年金等に係る雑所得を除く合計所得金額」の合計が80万9千円以下の人 ※本人が市民税未申告の人を含む	63,800	基準額 ×0.90
第5段階		世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の「公的年金等収入額」と「公的年金等に係る雑所得を除く合計所得金額」の合計が80万9千円を超える人	70,800	基準額
第6段階	本人が市民税課税	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	85,000	基準額 ×1.20
第7段階		本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上で210万円未満の人	92,100	基準額 ×1.30
第8段階		本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上で320万円未満の人	106,200	基準額 ×1.50
第9段階		本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上で420万円未満の人	120,400	基準額 ×1.70
第10段階		本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上で520万円未満の人	134,600	基準額 ×1.90
第11段階		本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上で620万円未満の人	148,700	基準額 ×2.10
第12段階		本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上で720万円未満の人	162,900	基準額 ×2.30
第13段階		本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人	170,000	基準額 ×2.40

公的年金等収入額

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる年金収入額。遺族年金・障害年金・老齢福祉年金等は含まれません。

合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得(所得金額調整控除前)から10万円を控除した金額を用います。